

災害時等におけるバスによる 緊急・救援輸送に関する協定書

富山県

公益社団法人富山県バス協会

災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と公益社団法人富山県バス協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）におけるバスによる緊急・救援輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙又は乙の協会員に対し協力を要請するバスによる緊急・救援輸送の業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙又は乙の協会員に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書（様式第1号）で協力要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項に規定する協力要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとし、特に災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その特殊性に鑑み、放射線防護措置等の安全対策を行うものとする。

3 乙又は乙の協会員は、第1項の規定により甲から協力要請を受けたときは、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙又は乙の協会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とするバスによる支援業務

（業務の報告）

第4条 乙又は乙の協会員は、甲から要請のあった業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を文書（様式第2号）で甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙又は乙の協会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法第68条第1項の規定により、甲が市町村長の応援要請に応じて、乙又は乙の協会員に対し緊急・救援輸送の業務の協力を要請した場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 前項に規定する費用は、乙の協会員が届け出ている運賃・料金を基準として、甲と乙又は乙の協会員による協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙又は乙の協会員は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。ただし、乙又は乙の協会員は、前条第1項ただし書にかかる費用については、災害対策基本法第92条第2項に基づき甲が一時繰替え支弁を行う場合を除き、甲が指定する地方公共団体に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙又は乙の協会員は、提供したバスが故障その他の理由により運行できなくなつたときは、速やかに代替バスを手配して、運行の継続に努めるものとする。

2 乙又は乙の協会員は、第3条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条 乙又は乙の協会員が第3条の業務を実施した場合において、その業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となつたとき、又はその業務に使用した車両が、汚損し、若しくは損傷したときは、甲は、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従事者に対する補償は、災害に際し応急措置の業務に従事又は協力した者等に対する損害補償に関する条例（昭和38年富山県条例第15号）に定めるところに準じて行うものとする。

- (1) 乙、乙の協会員、又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 乙、乙の協会員、又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであつて、当該第三者からその補償を受けることができる場合
- (4) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

(資料の提供)

第9条 乙は、乙の協会員が保有するバスの保有台数等の資料を、毎年4月末日までに甲に提出するものとする。

(緊急連絡表の提出)

第10条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急連絡表（様式第3号）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中に異動等があった場合についても準用する。

(原子力災害対策時の従事者の安全確保)

第11条 原子力災害時に乙の協会員の従事者が受ける線量の予測値が、平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に限り、甲は乙又は乙の協会員に協力を要請するものとし、その際、当該従事者に対し放射線防護措置を講じ、その安全に配慮するものとする。

2 甲は、乙の協会員に以下の物品等を貸与するものとする。

- (1) 防護服
- (2) 線量計
- (3) その他原子力災害時に乙の協会員の従事者の安全を確保するために必要な物品等

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。